

1 処分年月日	令和5年6月22日
2 処分を受けた宅地建物取引業者に関する事項	
(1) 商号または名称	朝日不動産株式会社
(2) 主たる事務所の所在地	富山県富山市今泉西部町3番地9
(3) 代表者氏名	代表取締役 石橋 正好
(4) 免許番号	国土交通大臣(1)第9582号
3 処分の内容	
<p>宅地建物取引業法第65条第1項に基づく指示</p> <p>1 今回の違反行為の再発を防ぐため、少なくとも以下の事項について、必要な措置を講ずること。</p> <p>(1) 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容等並びに本件違反行為の再発防止のために行った取引時の具体的な対策について、役員及び宅地建物取引業の従事者全てに対し速やかに周知徹底すること。</p> <p>(2) 宅地建物取引業法及び関係法令の遵守を社内で徹底するとともに、社内研修・教育の計画を作成し、役員及び宅地建物取引業の従事者全てに対し継続的にこれを実施すること。</p> <p>(3) 宅地建物取引業及びその遂行に関する業務の適正な運営を確保するため、社内の業務管理体制の整備等必要な措置を講ずること。</p> <p>2 前項各号について講じた措置（貴社において前項に係る措置以外に講じた措置がある場合はこれを含む。）を、令和5年7月21日までに報告すること。</p>	
4 処分理由	
<p>被処分者は、合計456件の居住の用に供する建物の賃貸借の媒介に関して、宅地建物取引士証の失効者に、宅地建物取引業法（以下「法」という。）第35条の規定に基づく重要事項の説明、及び法第37条の規定に基づき交付される書面への記名押印を行わせた。この行為は、法第35条第1項及び第37条第3項の規定に違反する。</p> <p>また、事務所に法第31条の3第1項に規定する専任の宅地建物取引士を置かない状態が継続し、同項の規定に抵触するに至ったにもかかわらず、2週間以内に同項の規定に適合させるための必要な措置を執らなかつた。この行為は、法第31条の3第3項の規定に違反する。</p> <p>さらに、法第8条第2項に規定する宅地建物取引業者名簿の登載事項のうち、事務所ごとに置かれる専任の宅地建物取引士の氏名に変更があつたにもかかわらず、法第9条に規定する変更の届出を30日以内に行わなかつた。この行為は、法第9条の規定に違反する。</p>	